

中山間地域等直接支払交付金

滋賀県 農政水産部 農村振興課

I . 制度の概要

1. 中山間地域等直接支払制度

目的

農業の生産条件が不利な中山間地域等での農業生産活動等を支援し、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保を図る。

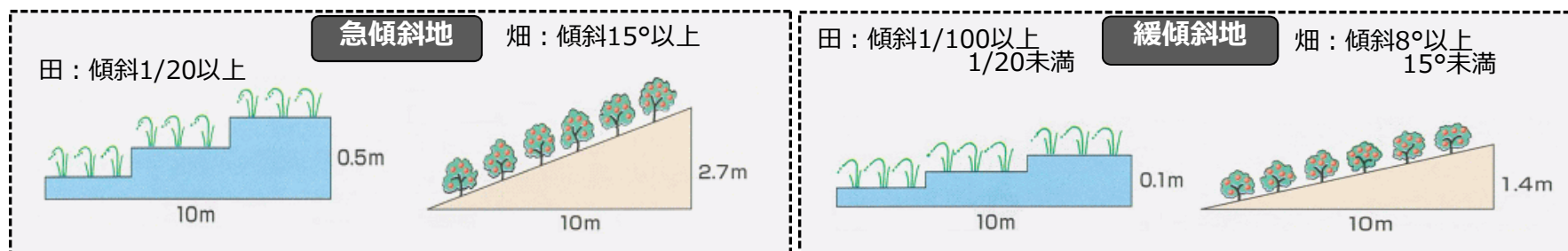
対象地域

- ・ 特定農山村法等地域振興立法（8法）指定地域
- ・ 知事が指定する条件不利地域

対象農用地

対象地域内の農振農用地で、傾斜等の一定の基準を満たす一団の農用地

《傾斜基準》



2. 滋賀県における対象地域

法指定地域

- ・ 特定農山村法・山村振興法・離島振興法
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法

特認地域

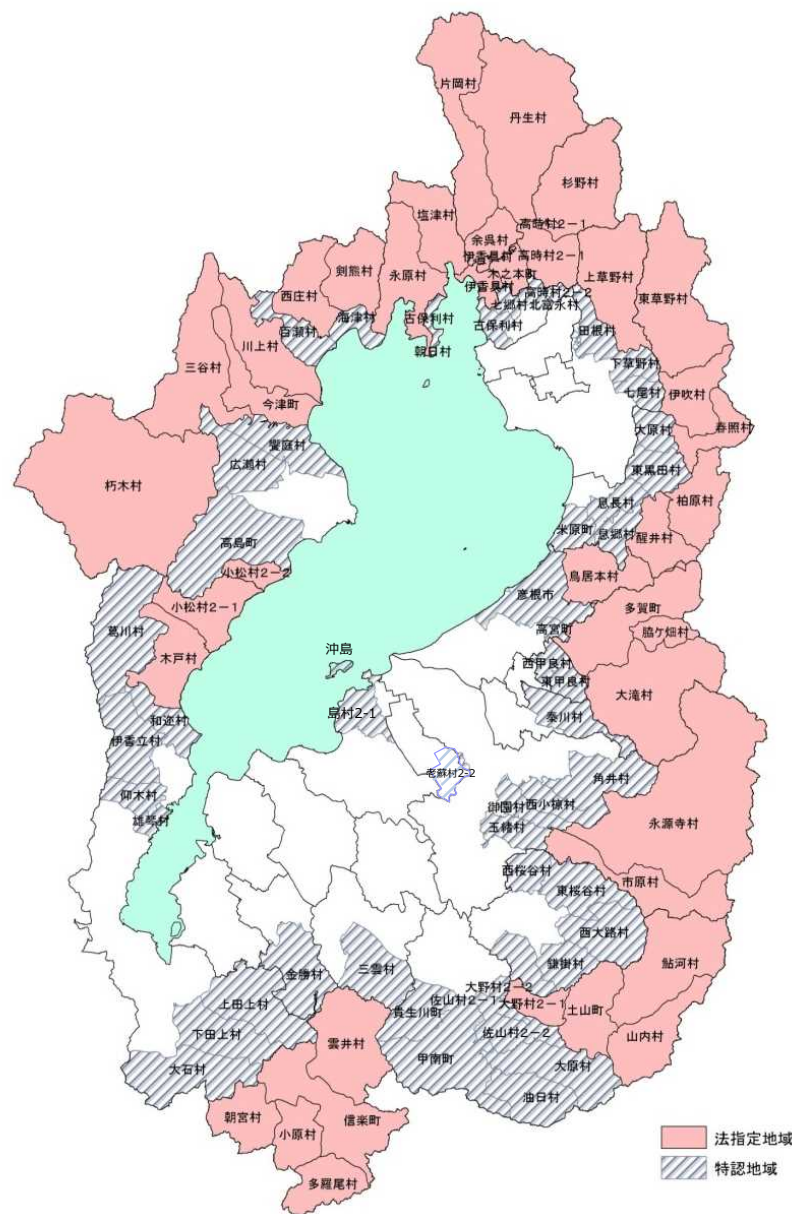
1. 地域基準

- ① 法指定地域に隣接する農用地
- ② 農林統計上の中間農業地域・山間農業地域
- ③ 既成市街地等に該当せず要件を満たす地域
- ④ 特定農山村法に係る要件を満たす地域

2. 農用地基準

- ア 傾斜農用地
- イ 自然条件により小区画・不整形な田
- ウ 高齢化率・耕作放棄地の高い農地

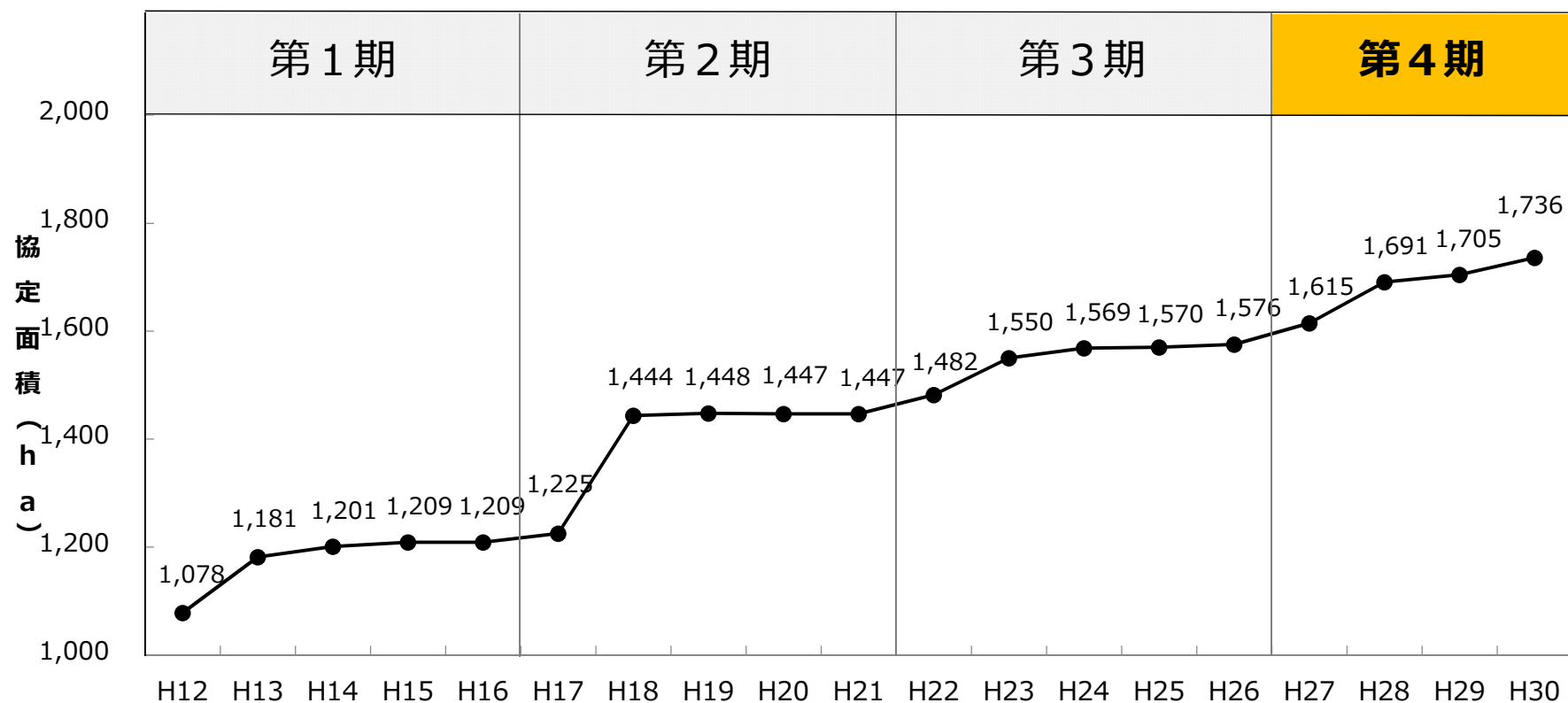
※④は急傾斜のみ



3. 滋賀県における協定面積の推移

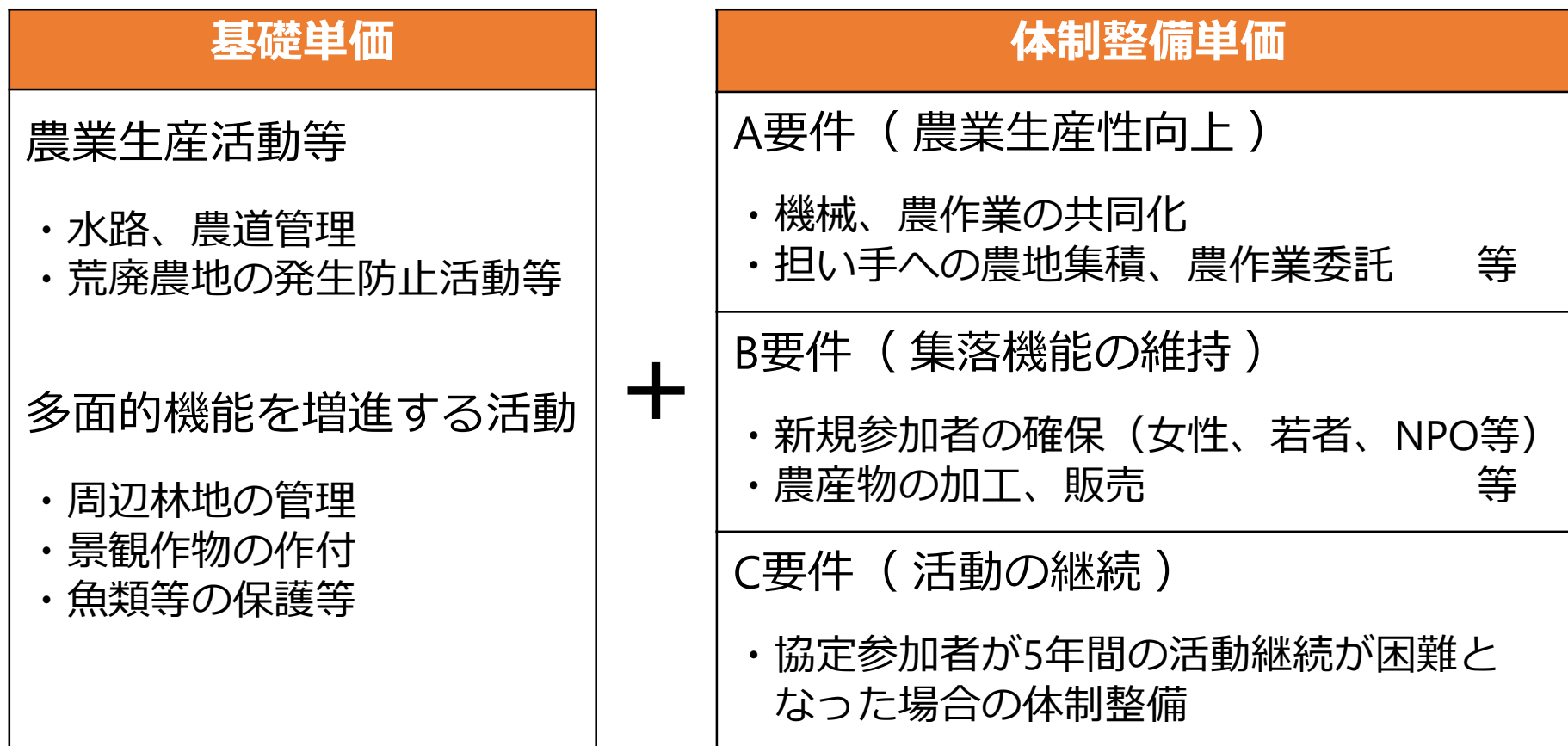
平成12年度：中山間地域等直接支払制度が開始

平成27年度：「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく安定的な措置として実施



4. 活動の概要 (H27~R元年度)

交付単価 (円/10a)	地目		基礎単価 (8割)	体制整備単価 (10割)
	田	急傾斜		16,800
緩傾斜			6,400	8,000
畑	急傾斜		9,200	11,500
	緩傾斜		2,800	3,500



+

5. 加算措置（H27～R元年度）

加算措置	活動内容	加算額 (円/10a)
超急傾斜農地 保全管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・田 1/10以上、畑 8°以上 ・超急傾斜農地の保全 ・農産物の販売促進 等 	6,000
集落連携・機 能維持加算	集落協定広域化支援 <ul style="list-style-type: none"> ・複数集落が連携し広域の協定を締結 ・中心的な役割を担う人材を確保 	3,000
	小規模・高齢化集落支援 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模、高齢化集落を取り込んで活動を実施 	田：4,500 畑：1,800
地域営農体制 緊急支援試行 加算	人材活用体制整備型 <ul style="list-style-type: none"> ・営農ボランティアの受け入れ等 	3,000
	集落機能強化型 <ul style="list-style-type: none"> ・集落内外の営農以外の組織との連携等 	3,000
	スマート農業推進型 <ul style="list-style-type: none"> ・省力化技術の導入による営農活動等 	6,000

Ⅱ．滋賀県内の取組状況

1. 滋賀県内での実施状況（H30年度末）

◆交付市町数	: 10市町
◆協定数	: 150協定（集落協定：148協定 個別協定：2協定）
◆交付面積	: 1,736ha （田：1,688ha 畑：48ha）
◆交付金額	: 262,811千円（共同取組：169,440千円 個人配分：93,372千円）

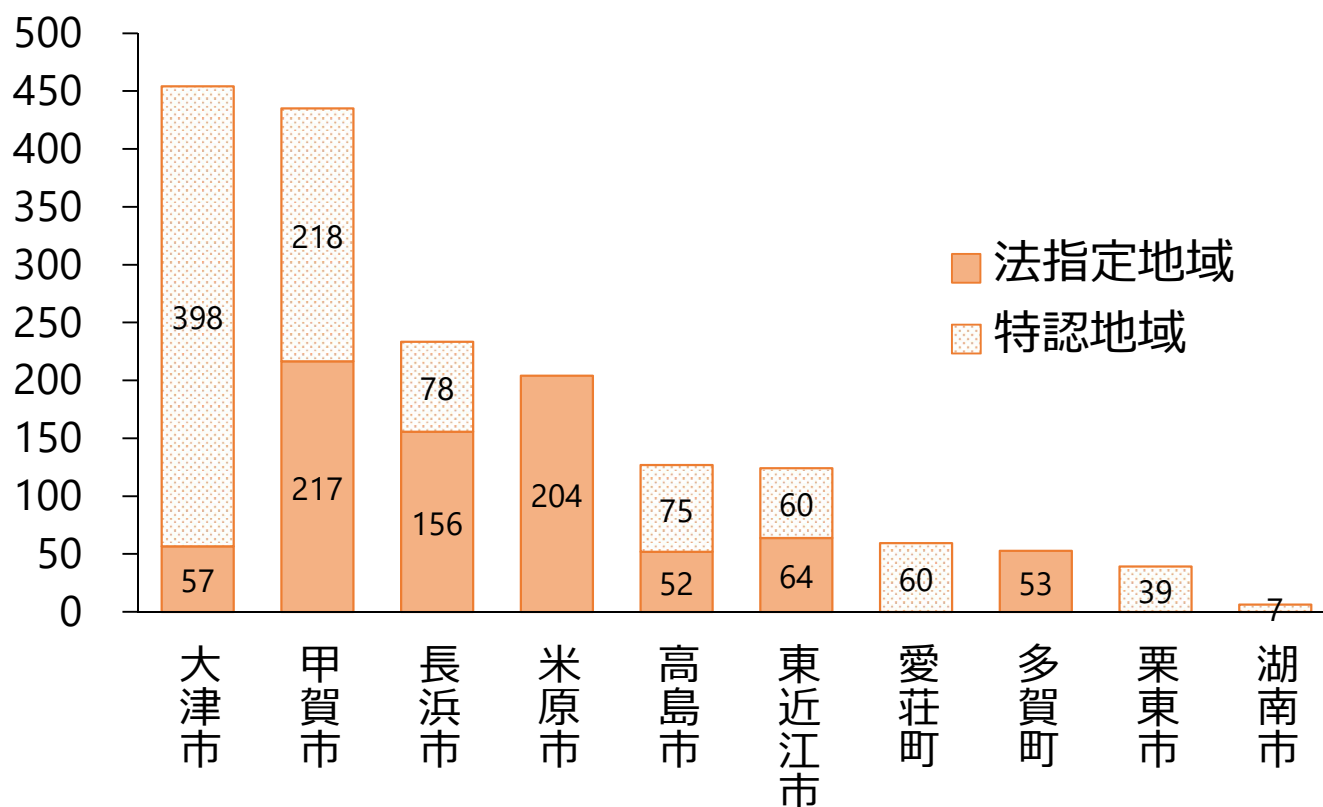


図 取組市町における交付面積（ha）

2. 取組協定数

◆基礎単価（8割）： 25協定

◆体制整備単価（10割）： 125協定

うち、B要件：1協定 C要件：123協定（集落協定）

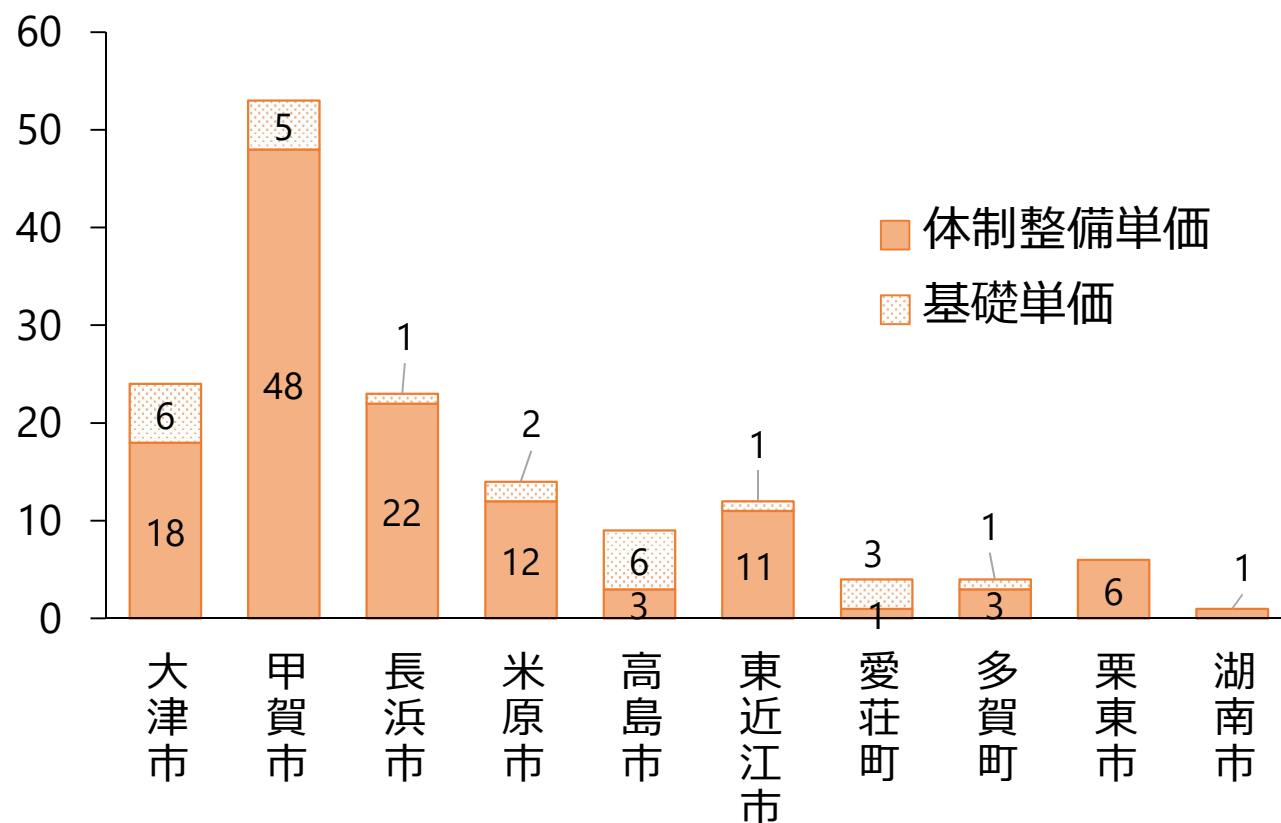


図 各単価ごとの取組協定数

3. 加算措置の取組状況

超急傾斜農地保全管理加算

- ・ 取組協定：10協定
- ・ 加算面積：48ha

超急傾斜農地で生産される
農産物の活用



将来的な農業生産活動の
継続

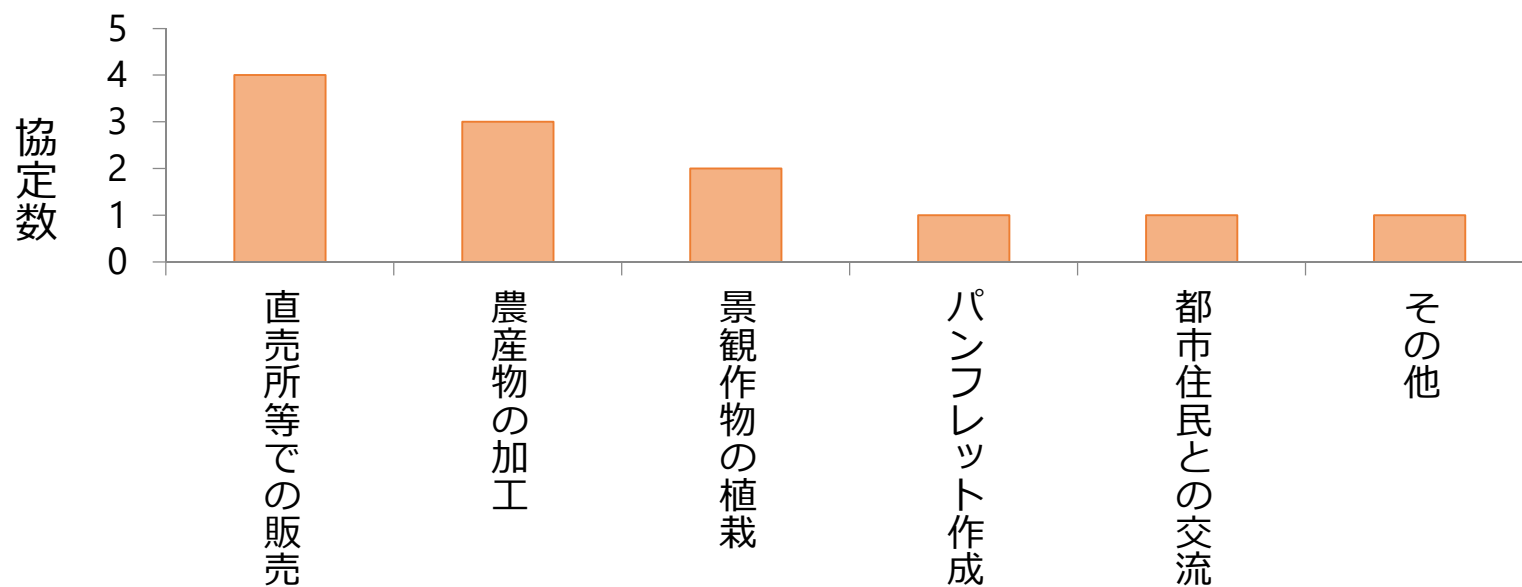


図 加算取組協定の活動内容

4. 活動例

1. 獣害防止柵の補修
2. 水路の泥あげ
3. 景観作物の作付



【高島市森西】



【甲賀市小佐治】



【高島市森西】

4. 活動例

- 4. 生きもの観察会
- 5. 農業体験ツアー
- 6. 急傾斜地の草刈り作業



4

【高島市森西】



5

【米原市甲津原】



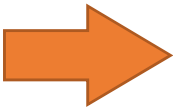
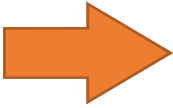
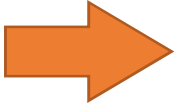
6

【高島市森西】

Ⅲ. 事業評価について

1. 滋賀県の最終評価

成果

- ・話し合いを通じて、集落ぐるみの持続可能な体制が整備 
 - ・耕作放棄地の発生防止
 - ・多面的機能の発揮
- ・加算の活用により、地域の実情に応じた保全活動等が実施 
 - ・維持管理に労力のかかる棚田の保全
- ・用途の自由度が高く、地域の特色を活かした前向きな活動が実施 
 - ・地域の活性化
 - ・農村協働力の向上

**中山間の農村・農地を守るためには
本制度の継続が不可欠**

課題

- ・協定参加者の減少
- ・交付金返還への不安

2. 国の最終評価

活動の実績および成果

- ・ 約3.9万haの耕作放棄の発生防止
- ・ 約7.5万haの農用地の減少防止

今後の課題

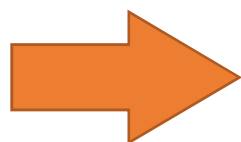
- ・ 担い手やリーダーの不足
- ・ 集落機能の低下
- ・ 農作業の省力化や農業収入の減少
- ・ 事務負担や返還措置への不安

道府県・市町の評価

- ・ 取り組む道府県のすべておよび市町村の99%が本制度を前向きに評価

まとめ

- ・ 外部人材の確保、関係人口の増加等の取組を推進
- ・ 集落機能の強化と持続的・安定的な体制を構築
- ・ 生産性や付加価値を向上する取組を促進
- ・ 事務負担の軽減、返還措置の見直し



第5期対策を実施

IV. 第5期対策の概要

1. 次期対策見直しのポイント

◆集落の将来像の明確化

- ・体制整備単価要件を「**集落戦略の作成**」に一本化

◆より前向きな取組への支援を強化

- ・**加算措置の創設・拡充**

(集落協定の広域化、人材の確保、農業生産性の向上等)

◆農業者の不安の払拭、事務負担の軽減

- ・**遡及返還措置の見直し** (協定農用地全域 → 当該農用地のみ)
- ・書類の様式等の見直し

◆社会情勢の変化などへの対応

- ・対象地域に**棚田地域振興法に基づく棚田地域の追加**

2. 第5期対策（R2～6年度）の概要

交付単価 (円/10a)	地目		基礎単価（8割）	体制整備単価（10割）
	田	急傾斜		16,800
緩傾斜			6,400	8,000
畑	急傾斜		9,200	11,500
	緩傾斜		2,800	3,500

基礎単価

農業生産活動等

- ・水路、農道管理
- ・荒廃農地の発生防止活動等

多面的機能を増進する活動

- ・周辺林地の管理
- ・景観作物の作付
- ・魚類等の保護等

+

体制整備単価

集落戦略の作成

- ・6～10年後の集落の将来像を作成
- ・1年目、2年目に話し合いを行い、中間年を目途に作成
- ・4年目以降は毎年度見直し

3. 第5期対策における加算措置

加算措置	活動内容	加算額 (円/10a)
棚田地域振興活動 加算 (新設)	棚田地域振興法に基づく対象の棚田等の 保全と地域の振興を支援	10,000
超急傾斜農地保全 管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・田 1/10以上、畑 8°以上 ・超急傾斜農地の保全 ・農産物の販売促進 等 	6,000
集落協定広域化加 算 (拡充)	広域で集落協定を締結し、集落の将来維 持に向けて活動	3,000
集落機能強化加算 (新設)	新たな人材の確保、営農以外の組織との 連携体制の構築等	3,000
生産性向上加算 (新設)	農地の集積・集約、 <u>省力化技術の導入</u> 等	3,000

V. 今後の取組について

1. 現場の声

本制度に取り組むにあたって現場からは…

- ・ **事務の負担**が大きい
- ・ 高齢化に伴って、**担い手が不足、協定参加者が減少**している
- ・ 交付金の**返還措置**が不安

など今後の取組への不安の声があがっています

2. 今後の取組について

- 本交付金は中山間地域の振興のために有効であり、活動の定着・取組面積の拡大に向け、**事務負担の軽減**や**リーダーの育成等**を図る。
- 取組に不安を抱える小規模集落については、地域の実情を踏まえた上で、企業や大学等の**多様な主体との連携・協働**による取組を推進する等、**小規模集落の維持**について方策を検討。
- 中山間地域における担い手や地域リーダーの育成・確保、広域化、多様な主体との連携・協働活動などの**優良事例等を収集・整理**し、集落等に対する、**より一層の体制強化**に向けた指導・助言を行っていく。

2. 今後の取組について

- 高齢化・人口減少が進む中山間地域において、法面の草刈り等の作業は非常に負担が大きいため、生産性向上加算等の活用による**スマート農業の導入**を推進する。
- 棚田地域振興法が令和元年8月に施行されたことを受けて制度が拡充されたため、新たな加算を活用を推進し、**着実な棚田の保全**を図る。